

総合事業の今後の方向性について

○ 総合事業に開始に伴うこれまでの主な経緯

平成 27 年度	ワーキンググループを開催し、総合事業で実施するサービスやケアマネジメントを検討
平成 28 年度	要綱等策定、事業者説明会開催
平成 29 年 4 月～	総合事業開始（訪問型・通所型サービス、一般介護予防事業）
平成 30 年 10 月～	フレイル関連事業開始

○ 現状と今後について

総合事業のメニューは一定設けてきたが、これからも、総合事業だけではなく、地域の支え合いやインフォーマルサービスも含め、高齢者の個々の状態に応じた支援が適切に提供できているかを注視していかなければならない。

また、何よりも高齢者自らが、いきいき・はつらつと自分らしい人生が送れるよう生き方を選択し、支援者は、その人にふさわしい支援策が提供できるような環境を整える必要がある。

今後、健康寿命の延伸をめざし、市民への効果的な情報発信、サービスの提供、適切なサービス・支援への橋渡しが、過不足なく切れ目なく循環しているかを点検し、必要に応じて改善を図っていくことが重要である。

○ 頂きたいご意見・ご提案

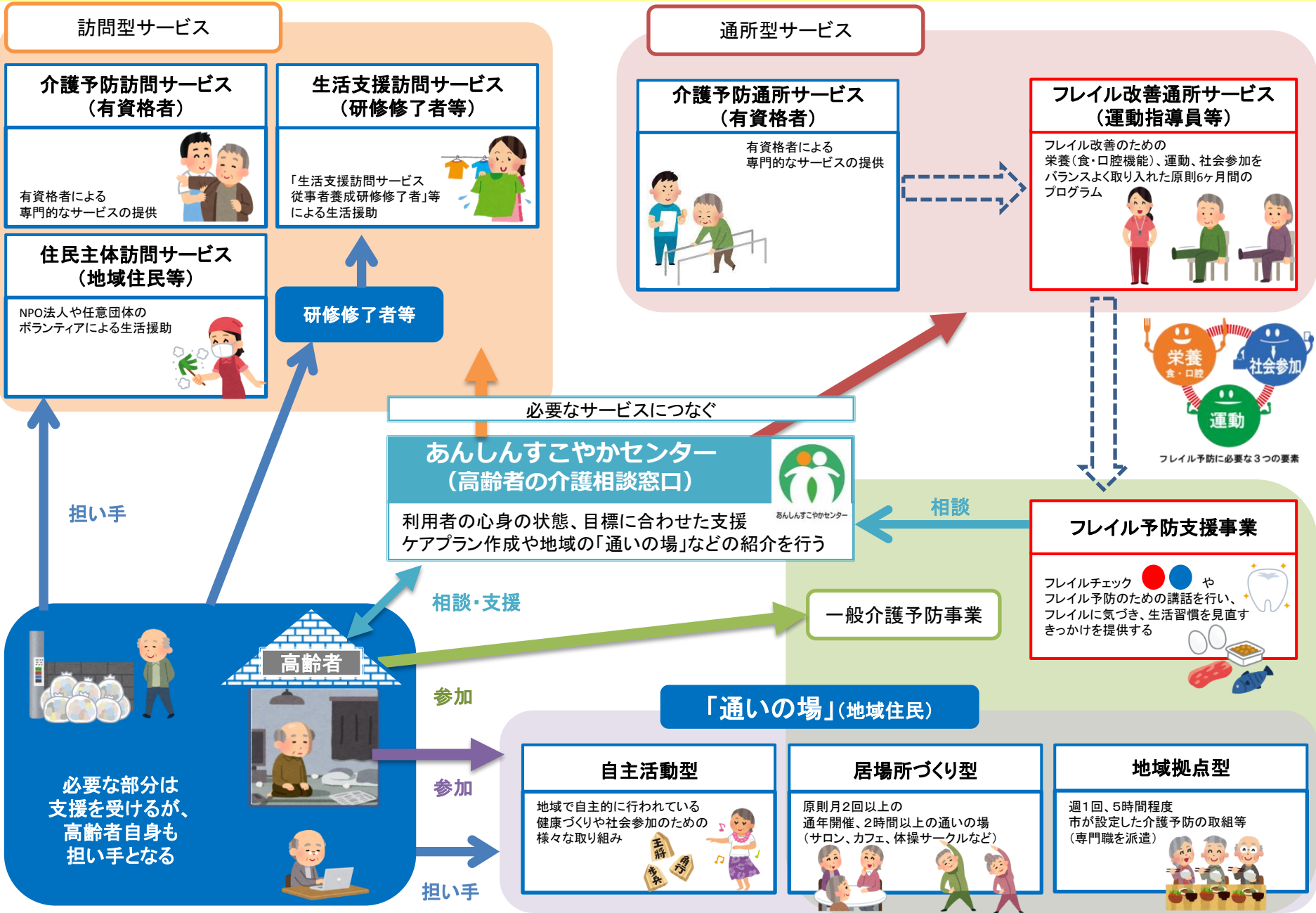
① 市民への効果的な情報発信

- ・高齢者がフレイル予防を理解し、自らフレイル予防に取り組もうと動機付ける効果的な情報発信
- ・支援が必要な高齢者が、総合事業だけでなく、インフォーマルサービスや民間サービスも含めて、自身の状態に応じて、状態の改善や在宅生活の継続に必要なサービス等の情報を知り、主体的に選択することの重要性の発信

② 適切なサービス・支援へのつなぎ

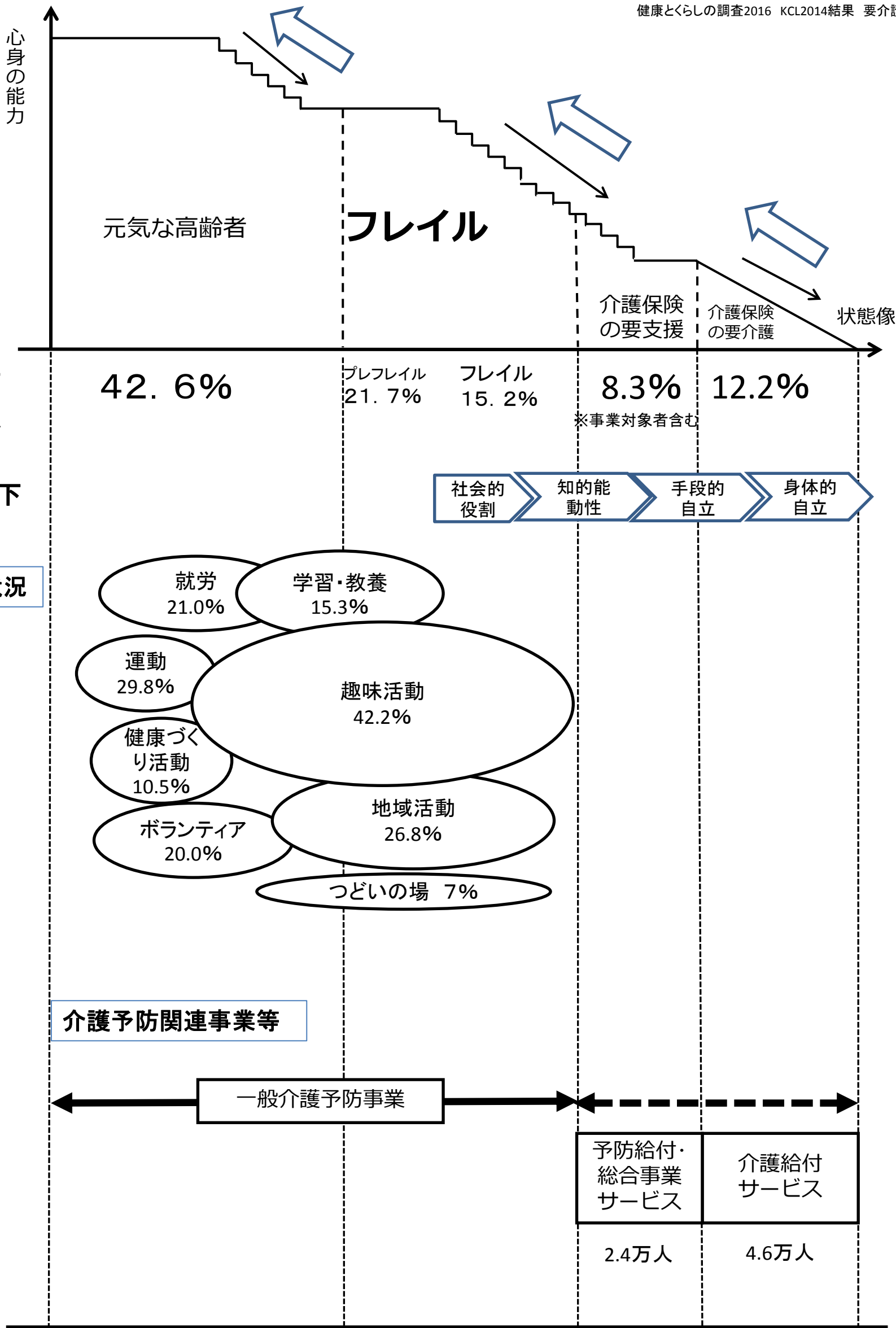
地域包括支援センター職員やケアマネジャーが、ケアプラン作成において、サービスを利用するためだけのものではなく、その人が元気になるためのストーリーを作るものとして、高齢者の状態に応じた、自立支援に資する適切なサービス・支援につなぐための効果的な研修等の機会の提供

神戸市の総合事業の全体像



高齢者の状態像と社会参加状況

健康とくらしの調査2016 KCL2014結果 要介護認定率より

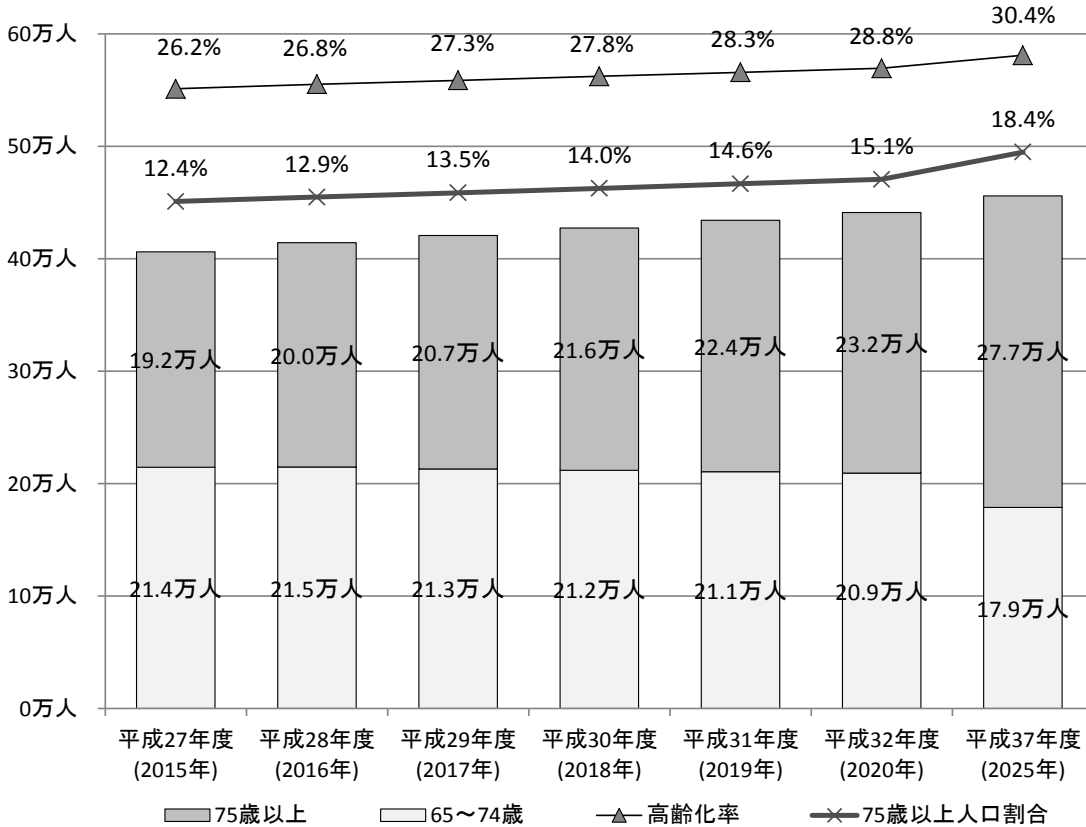


総合事業の今後の方向性について

(第7期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保険福祉計画等より抜粋)

1. 高齢者の人口等の状況

第1号被保険者数と高齢化率の推移



区別人口・高齢者数・高齢化率 (平成29年度 (2017年度))

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区
人口	214,157人	133,328人	134,428人	109,119人	220,254人
高齢者数	50,705人	33,834人	31,990人	31,638人	64,254人
高齢化率	23.7%	25.4%	23.8%	29.0%	29.2%

	長田区	須磨区	垂水区	西区	全市
人口	99,449人	162,998人	223,493人	245,149人	1,542,375人
高齢者数	32,678人	50,707人	64,481人	60,374人	420,661人
高齢化率	32.9%	31.1%	28.9%	24.6%	27.3%

※9月末の実績。

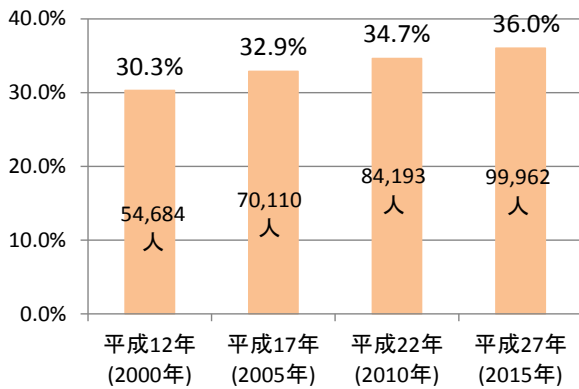
認知症高齢者の状況

	平成20年度末 (2008年度末)	平成22年度末 (2010年度末)	平成24年度末 (2012年度末)	平成26年度末 (2014年度末)	平成28年度末 (2016年度末)	平成29年度末 (2017年度末)
認知症高齢者数 (日常生活自立度判定基準Ⅱ以上)	32,163人	34,521人	38,358人	41,911人	46,509人	48,504人
65歳以上の高齢者のなかで認知症高齢者の占める割合	9.5%	9.8%	10.2%	10.4%	11.1%	11.5%

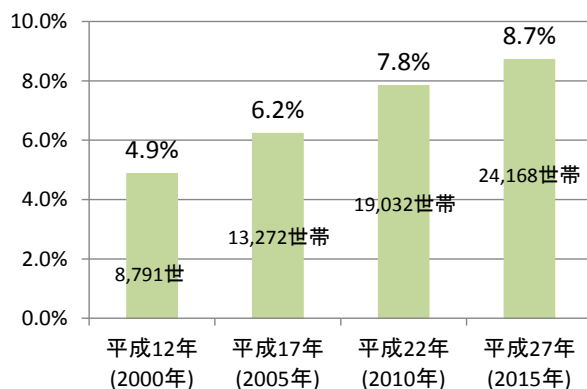
※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

2. 高齢者の世帯、家族関係

市内高齢者世帯に占める
65歳以上の単身世帯の割合



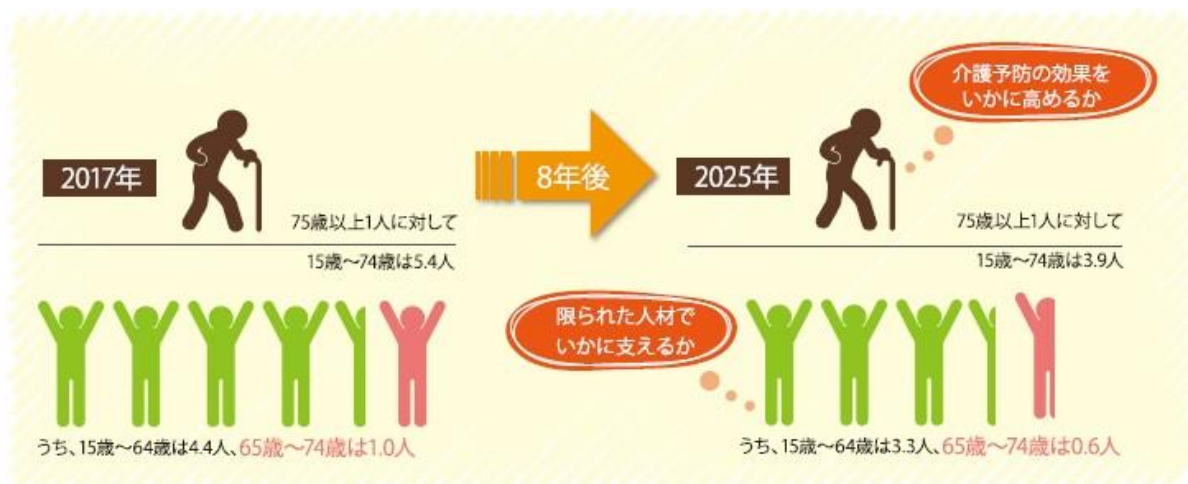
市内高齢者世帯に占める
ともに75歳以上の夫婦世帯割合



	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
高齢者を含む世帯数	180,456	213,087	242,963	277,339

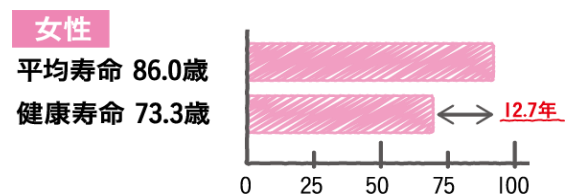
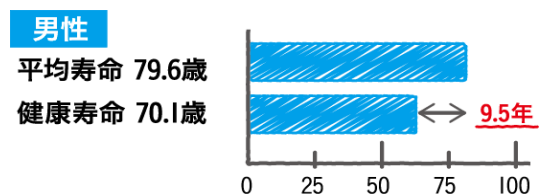
「国勢調査」結果より

3. 75歳以上高齢者の増加と担い手の減少



4. 神戸市における平均寿命と健康寿命の状況

平均寿命：「都道府県別生命表（平成22年）」より
健康寿命：「国民生活基礎調査（平成22年）」より



サービス毎の利用状況と推移

単位:人

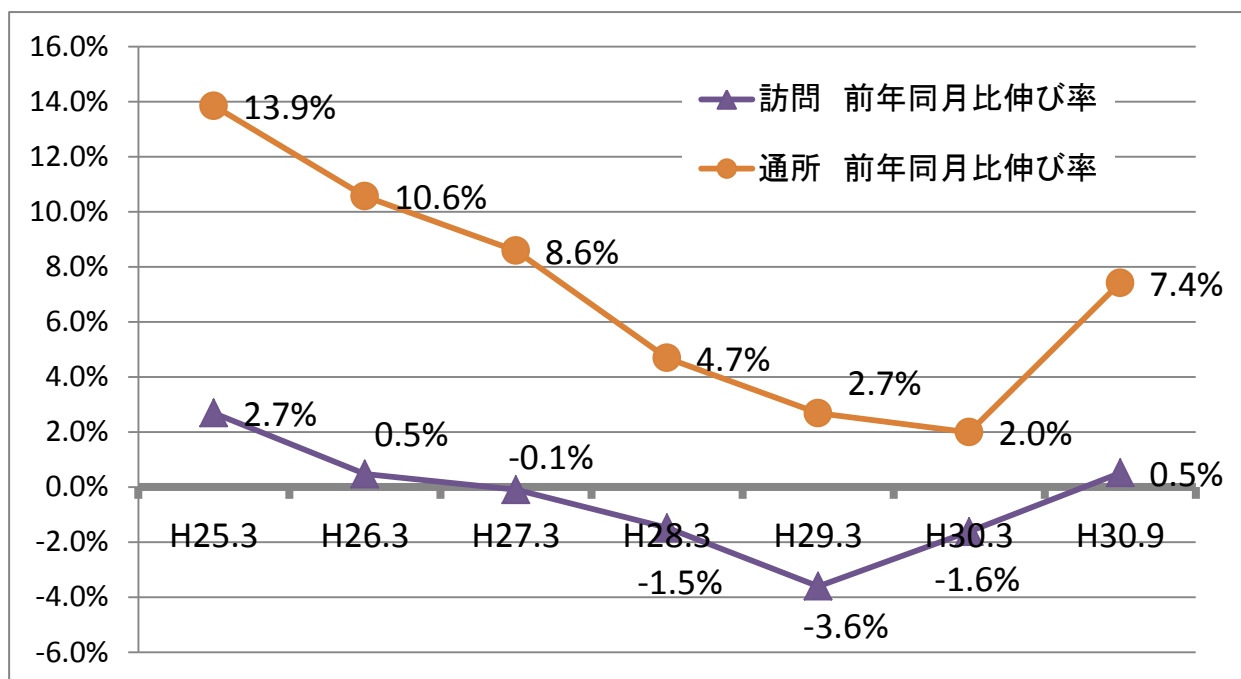
	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H30.9
介護予防訪問サービス 注1	12,452	12,511	12,499	12,314	11,870	10,758	10,008
生活支援訪問サービス						506	1,314
計	12,452	12,511	12,499	12,314	11,870	11,264	11,322
訪問 前年同月比伸び率	2.7%	0.5%	-0.1%	-1.5%	-3.6%	-1.6%	0.5%
介護予防通所サービス 注2	7,480	8,270	8,980	9,401	9,653	9,845	10,399
通所 前年同月比伸び率	13.9%	10.6%	8.6%	4.7%	2.7%	2.0%	7.4%

注1 H29.3以前は介護予防訪問介護の利用者数。H30.3は介護予防訪問介護の利用者数を含む。

注2 H29.3以前は介護予防通所介護の利用者数。H30.3は介護予防通所介護の利用者数を含む。

注3 兵庫県国保連合会給付実績情報等に基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

利用者数伸び率(前年同月比)の推移



老介発第0507001号
老振発第0507001号
平成19年5月7日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険課長

振興課長

介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について

少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められているところである。

こうしたことから、今般、地域支援事業実施要綱を改正し、下記のとおり、市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化したことから、貴都道府県内市町村等関係方面への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

記

1 具体的な実施方法

地域支援事業交付金を活用し、おおむね次のような枠組みにより、介護支援ボランティア活動を推進することが可能である。なお、これはあくまでも介護予防事業の一例であり、任意事業としても実施可能であることから、具体的な事業の実施に当たっては、各市町村において、最も適切な実施方法を検討されたいこと。

(実施スキームの一例)

- ・ 高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。

- ・ こうした支援活動については、介護予防事業のうち一般高齢者施策として、地域支援事業交付金の対象となるものであり、市町村は、市町村が定めた管理機関に一括して交付金を支払う。
- ・ 管理機関は、支払われた地域支援事業交付金を管理するとともに、支援活動の参加者のポイントを管理し、当該参加者から、そのポイントを介護保険料支払いに充てる旨の申出があった場合については、当該申出に応じて、その管理する資金から当該参加者の蓄積したポイントに相当する額の範囲内で換金し、当該参加者に代わってその額を市町村に対して当該参加者の保険料として支払うことができる。

2 留意点

- 上記スキームを実施した場合、結果的に支援活動参加者の保険料負担は軽減されることとなるが、保険料賦課自体を減額又は免除するものではないこと。
- 介護予防に資する支援活動の基準については、地域支援事業交付金の交付対象の範囲で、各市町村において適切に判断されたいこと。
- 個人情報保護に留意すること。

【参考】地域支援事業実施要綱（抜粋）

別記

1 介護予防事業

(2) 介護予防一般高齢者施策

イ 各論

(イ) 地域介護予防活動支援事業

事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が効果があると認めるものを適宜実施するものとする。

③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

3 任意事業

(3) 事業内容

ウ その他の事業

(ウ) 地域自立生活支援事業

次の①から⑤までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

社会参加活動を通じた介護予防の推進

- 一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減することができる。
- 実施に当たっては、「地域支援事業交付金」を活用することができる。

【実施スキームの一例】

市町村(保険者)

地域支援事業交付金

蓄積したポイント
を利用して介護保
険料納付

管理機関
[基金設置]
・人材の登録
・ポイント・基金管理

ボランティア登録

ボランティア

ボランティア活動実績に
応じて、ポイントを交付

ボランティア管理者・介護サービス事業者
など

蓄積したポイントを
利用した介護サービ
ス等の利用

ポイントカードなどに活動実績
に応じてポイント蓄積

介護支援ボランティア活動を推進する事業（案）

目的	高齢者の社会参加とフレイル予防の推進、担い手の確保
対象者	65歳以上の高齢者
対象となる活動	施設等におけるレクリエーションの指導・補助、話し相手、行事の手伝い、食事介助の補助、利用者が利用する場所の清掃など
対象とならない活動	有償ボランティア（実費弁償程度は除く）、サービス利用者が利用する以外の場所の清掃 など
検討が必要な事項	<ul style="list-style-type: none">・ポイント管理・ポイント付与方法・ポイント付与率・ポイント還元商品